

第5部 - 第2 高齢者福祉の充実

基本的な考え方

平成19年9月現在の市内の高齢化率は18.0%であり、約5.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加して、高齢者の核家族化も進んでいます。

介護認定者数は、平成16年4月に4,676人でしたが、平成19年9月には5,742人となり、高齢者人口のうち認定者の割合は18.3%となっています。

この間、市の介護保険事業では、保険料や利用者負担の軽減を実施し、制度の周知に努めてきましたが、平成18年4月に改正介護保険法が施行され、「介護予防の推進」「地域包括ケア体制の構築」という新たな視点が加わりました。

これらを受け、市では、地域密着型サービスの拠点として、小規模多機能型居宅介護事業所のさらなる拡充をめざします。介護予防事業については、特定高齢者に該当した方に地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアプランの作成を行うこととなっており、介護予防事業への参加促進を図ります。また、地域包括支援センターの設置については、市民に最もなじみのある7つのコミュニティ住区を日常生活圏域とし、現在6つの圏域において地域包括支援センターの整備が完了し、すべての圏域の設置をめざします。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活を継続できる環境をつくるため、地域住民と市、関係団体・機関が協力して高齢者等地域ケアサポート推進モデル事業を充実し、要援護高齢者の発見、安心、見守りのネットワーク体制を整備します。高齢者が主体的な社会活動をするためのしくみづくりや、在宅で自立して生活するための、介護予防事業や認知症高齢者への支援等を推進し、福祉・介護に関する総合的相談体制の充実を図ります。施設整備については、介護保険事業計画の目標や利用者のニーズを見定めながら、施設等の誘致に努めます。

介護保険法の改正や社会状況等の変化に対応するため、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画を策定します。介護サービスについては、引き続き、サービスの質の向上、行政や各団体等との地域での連携のあり方などを検討するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、平成16年3月に制定した「みたか高齢者憲章」の普及に努めるとともに、新憲章の目標に向かって諸施策に取り組みます。

まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
高齢者の社会活動マッチング推進事業への参加者数	—	382人	1,062人	2,000人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
給食サービス実施件数(ボランティアによる実施を含む)	—	53,516食	62,825食	85,000食

ひとり暮らしの高齢者や障がい者世帯に給食を届けるサービスの指標です。給食の充実を図り、サービス利用者の満足度の向上をめざします。

施策・主な事業の体系

1 憲章・計画の整備

(1)「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進	「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
(2)「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進	「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(3)介護保険事業計画の推進	第4期介護保険事業計画の策定と推進

2 相談体制の充実と高齢者の視点に立ったサービスシステムの確立

(1)総合的な相談体制の整備と情報提供	福祉総合案内の充実 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	福祉・介護に関する総合的相談体制の検討
	苦情・相談体制の整備(「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	わかりやすい情報提供の拡充
(2)サービス利用者への支援	権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	地域包括支援センターの整備と運営の充実
	認知症高齢者への支援
	障がいを持つ高齢者への支援

3 高齢者の社会活動の推進

(1)生きがい活動の充実	高齢者生きがい活動の充実
	コミュニティ活動との連携
	地域交流、世代間交流の推進
	高齢者人財バンクの設置と活用
(2)高齢者の就業への支援	高齢者就業支援事業の推進 (「第2部 - 第5 消費生活の向上」参照)
	シルバー人材センターとの連携
	「SOHO CITY みたか構想」との連携

4 高齢社会を支える環境づくりの促進

(1)良質な介護・福祉サービス基盤の充実	三鷹ネットワーク大学との協働による福祉の人財育成 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	地域密着型サービス体制の整備
	民間事業者の参入促進
	高齢者の多様な生活・介護・療養基盤の整備・確保・促進
	NPO・ボランティア団体への支援
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の充実確保
(2)バリアフリーのまちづくりの推進	バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部 - 第3 1住環境の改善」参照)
(3)心のバリアフリーの推進	心のバリアフリーの推進 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(4)住宅のバリアフリーの推進	住宅のバリアフリーの推進 (「第3部 - 第3 1住環境の改善」参照)
(5)保健・医療各機関との連携	医師会・各医療機関との連携 (「第5部 - 第5 健康づくりの推進」参照)
	保健所・保健関係機関との連携 (「第5部 - 第5 健康づくりの推進」参照)
(6)災害時援護者支援モデル事業の実施	災害時援護者支援モデル事業の実施 (「第5部 - 第1地域福祉の推進」参照)

5 在宅自立生活の支援

(1) 介護予防諸事業の積極的展開	生活・自立支援ホームヘルプ(訪問介護)サービスの拡充
	給食サービスの拡充
	自立支援・介護予防・機能訓練諸事業の拡充
	健康と安全を確保する事業の充実
(2) 健康づくり事業との連携	「健康寿命」の延伸 (「第5部 - 第5 健康づくりの推進」参照)
(3) 支えあいネットワークの整備	地域ケア推進事業の拡充 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	高齢者等の見守りシステムの構築 (「第2部 - 第1情報環境の整備」参照)
	社会福祉協議会との連携
	民生委員との連携
(4) 認知症高齢者の支援の充実	徘徊高齢者等位置探索システム等の充実・運営
	認知症高齢者グループホームの整備と運営の充実
(5) 家族介護支援事業の推進	家庭介護者交流事業の推進
	家庭介護者技術向上講習会の実施
(6) 高齢者虐待の防止	高齢者虐待の防止
(7) 住宅の支援促進	高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部 - 第1地域福祉の推進」参照)

6 サービスの質の確保

(1) サービスの質の確保	サービスの質の確保(「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
---------------	---------------------------------

7 介護保険制度の運営

(1) 介護保険事業の推進	介護保険事業の推進
	高齢者・障がい者実態調査の実施
	計画の達成状況の公開と評価
(2) 保険者としての市の役割	訪問調査・要介護認定の客観性・公平性の確保
	個人情報の保護
	適正な保険料の設定
	相談調整体制の充実と給付適正化の推進
(3) 介護保険サービス基盤の充実	保健・医療・福祉の連携
	要介護者等の自立支援
	地域支援事業の推進
	サービス事業者への支援・参入促進
(4) 介護保険サービスの質の確保	事業者情報の提供・公開の促進
	サービス従事者の研修
	介護保険事業者連絡協議会の支援
(5) 介護保険制度の改善	介護保険制度の改善要請

主要事業（ で示しています）

1 - (3) - 第4期介護保険事業計画の策定と推進

第4期介護保険事業計画(計画期間平成21～23年度)を策定します。策定にあたっては、給付実績等の分析・推計に基づく基礎資料を策定したうえで、市民からの意見を計画に反映させます。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
第4期介護保険事業計画の策定と推進	推進	継続	検討調査	計画策定	推進	→

2 - (1) - 福祉・介護に関する総合的相談体制の検討

福祉・介護に関する総合的相談体制を、引き続き地域包括支援センターや在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し充実します。併せて、庁内の基幹系業務及び福祉総合システムを考慮に入れた窓口での総合的な相談体制を検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
相談体制の検討	実施	充実・継続	検討・実施・充実			
						→

7 - (1) - 介護保険事業の推進

7 - (1) - 高齢者・障がい者実態調査の実施

7 - (1) - 計画の達成状況の公開と評価

介護保険事業の実施にあたっては、的確なニーズ調査のもとに事業を推進します。計画の達成状況や制度全般についての評価を行い、その結果を公表します。また、事業計画の策定にあたっては、公募市民を含む関係団体など、広範に参加者を求め、意見や評価を得ることにより、次の事業計画に反映させます。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
介護保険事業の推進	実態調査と達成状況の公開及び評価	実施・継続	推進			→

新規・拡充事業等（ 示しています）

2 - (2) - 地域包括支援センターの整備と運営の充実

地域包括支援センターの整備を完了(全7か所)するとともに、同センターを核とした地域での支援体制を確立し、市や事業所等との連携のもと、高齢者が地域の中で安心して生活できる体制を構築します。

(市・関係団体・民間・NPO等)

3 - (1) - 高齢者生きがい活動の充実

高齢者の生きがいについて、今まで培ってきた能力・知識・技術・経験を基に、高齢者が主体的に社会活動ができるよう、「高齢者社会活動マッチング推進事業」(通称:三鷹いきいきプラス)などを通じて支援し、高齢者の社会参加のしくみづくりを推進します。

(市・都・市民・関係団体・民間・NPO等)

3 - (1) - 地域交流、世代間交流の推進

地域ケアサポート推進モデル事業等における取り組みのひとつとして、既存の福祉ネットワークや、教育関係団体との連携による世代を越えた交流などについて検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

4 - (1) - 地域密着型サービス体制の整備

地域で生活する認知症高齢者、夜間や緊急時の対応が必要な一人暮らしなどの高齢者の365日24時間の安心を確保し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、夜間対応型訪問介護や小規模多機能型居宅支援などの体制整備を図ります。

(市・民間・NPO等)

5 - (1) - 生活・自立支援ホームヘルプ(訪問介護)サービスの拡充

5 - (1) - 給食サービスの拡充

5 - (1) - 自立支援・介護予防・機能訓練諸事業の拡充

5 - (1) - 健康と安全を確保する事業の充実

高齢者が要介護状態になることや、現在の状態がさらに悪化することを予防するために、給食サービスや自立支援ホームヘルプサービスなど、介護予防諸事業を行います。また、ふれあいサポート事業による、地域の在宅自立生活者への支援を行います。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

5 - (4) - 徘徊高齢者等位置探索システム等の充実・運営

認知症高齢者を支援するために、GPSを活用した徘徊高齢者等位置探索システム等を充実します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

5 - (6) - 高齢者虐待の防止

平成16年に作成した「高齢者虐待予防・対応マニュアル」を活用し、「高齢者虐待防止法」に基づき地域包括支援センターとの連携体制の整備を進めながら虐待の予防・早期発見に努め、虐待対応緊急保護を実施します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

7 - (4) - 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービスを提供する事業者ガイド、サービスの空情報等の最新情報をホームページを通して市民に提供する、介護保険事業者情報提供事業を行います。利用者からのサービス利用の相談を受ける居宅介護支援事業者の支援としても活用します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

7 - (5) - 介護保険制度の改善要請

介護保険制度について、法的に改善すべき点については、その改善を国に要請します。

(市・都・国)